矢作川沿岸地区　水管理施設検討業務

特　別　仕　様　書

東海農政局木曽川水系土地改良調査管理事務所

項　　目	内　　　　　　　　　容	備考
第１章　総　　則 （適用範囲） 第１－１条	本業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。	
（目　　的） 第１－２条	本業務は、ＮＴＴ専用回線のサービス停止前に矢作川沿岸地区（矢作川第二地域及び矢作川総合南部地域）の水管理設施設の機能維持を図るため、矢作川沿岸地区の水管理施設の施設検討を行うものである。	
（場　　所） 第１－３条	本業務の対象となる位置は、愛知県岡崎市、碧南市、豊田市、安城市、西尾市及び額田郡幸田町地内であり、別添位置図に示すとおりである。	
（土地の立入り等） 第１－４条	作業実施のための土地の立ち入り等は、共通仕様書第１－16 条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。	
（低入札価格契約における第三者照査） 第１－５条	１．予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第１－７条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査（以下、「第三者照査」という。）を実施しなければならない。 ２．第三者照査の企業に要求される資格 (1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。 (2) 東海農政局において、令和７年度（当該業種区分）の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。 (3) 東海農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。 (4) 共通仕様書第１－30 条守秘義務を遵守できるものであること。 (5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 ①資本関係 ｱ. 親会社と子会社の関係にある ｲ. 親会社を同じくする子会社同士の関係にある ②人的関係 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている ３．第三者照査を行う照査技術者に要求される資格 第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。 (1) 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者 (2) 照査技術者と同等の技術者資格を有する者	

項　　目	内　　　　　　　容	備考
	４．照査技術者の通知 　受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。 ５．照査計画 　受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。 　また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。 ６．報告書原稿作成段階時打合せへの立会い 　特別仕様書第４－１条業務打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。 ７．第三者照査の照査技術者のAGRIS登録 　共通仕様書第１－12 条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。 ８．契約不適合責任 　引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第41条のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。	
（履行確実性評価の達成状況の確認） 第１－６条	本業務の受注に当たり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時までに提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。 １．審査項目ａ）～ｃ）において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合 ２．審査項目ｄ）において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合 ３．その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合 ４．業務成果物のミス、不備 等	
（一般事項） 第１－７条	業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。 １．作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。 ２．受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときには、速やかにこれに応じるものとする。	

項　　目	内　　　　容	備考

（管理技術者）
第１－８条

１．管理技術者は、共通仕様書第１－６条第３項によるものとし、農業土木技術管理士、農業水利施設機能総合診断士以外の業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資　　格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	電気電子－電子応用又は情報通信
		農業－農業土木又は農業農村工学
	電気電子	電子応用、情報通信
	農業	農業土木又は農業農村工学
博士	農学又は工学	
シビルコンサルティングマネージャー	電気電子	
	農業土木	

（照査技術者）
第１－９条

１．照査技術者は、共通仕様書第１－７条第２項によるものとし、農業土木技術管理士、農業水利施設機能総合診断士以外の業務に該当する部門・選択科目は次のとおりである。

資　　格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	電気電子－電子応用又は情報通信
		農業－農業土木又は農業農村工学
	電気電子	電子応用、情報通信
	農業	農業土木又は農業農村工学
博士	農学又は工学	
シビルコンサルティングマネージャー	電気電子	
	農業土木	

２．共通仕様書第１－７条第４項でいう、監督職員が指示する業務の節目とは、次のとおりとする。
(1) 業務計画作成時
(2) 基本条件の設定時
(3) 詳細条件の検討時
(4) 施工数量及び概算工事費の算定時
(5) その他、照査計画作成時において監督職員が指示した場合

３．当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

（担当技術者）
第１－10条

担当技術者は、共通仕様書第１－８条によるものとする。

（技術者情報の登録）
第１－11条

共通仕様書第１－11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第１－12 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

１．受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

<table>
<tr><th>項　　目</th><th>内　　容</th><th>備考</th></tr>
<tr><td></td><td>２．農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。</td><td></td></tr>
<tr><td>（保険加入）
第１－12 条</td><td>受注者は、共通仕様書第１－37 条に示される保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。
また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。</td><td></td></tr>
<tr><td>第２章 作業条件
（適用する図書）
第２－１条</td><td>設計の基本事項に関しては、次の技術基準等を優先して適用するものとする。なお、他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。</td><td></td></tr>
</table>

番号	名　　称	発 行 所	制定（改訂）年月
1	土地改良事業計画設計基準設計「頭首工」	（社）農業農村工学会	令和６年３月
2	土地改良事業計画設計基準設計「パイプライン」	（社）農業農村工学会	令和３年６月
3	土地改良事業計画設計基準設計「水路工」	（社）農業農村工学会	平成 26 年３月
4	土地改良事業計画設計基準設計「水路トンネル」	（社）農業農村工学会	平成 26 年７月
5	水管理制御方式技術指針（計画設計編）	（社）農業土木機械化協会	令和６年 10 月
6	電気設備計画設計技術指針（高低圧編）	（社）農業土木機械化協会	令和元年９月
7	電気設備計画設計技術指針（通信編）	（社）建設電気技術協会	平成 29 年 11 月

<table>
<tr><td>（作業条件）
第２－２条</td><td>本業務の実施に当たっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。
１．作業の実施に当たっては、事前に作業方法について監督職員と十分な打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。
２．本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。
３．資料の検討等の結果、現地での調査が必要となった場合は、監督職員と協議することとする。
４．本業務の実施に際しては、貸与資料を十分に把握した上で実施するものとする。</td><td></td></tr>
</table>

項　　目	内　　　　容	備考

（貸与資料等）
第２－３条

貸与資料等は次のとおりとし、これ以外に必要な資料があるときは監督職員と打ち合わせるものとする。

分　類	貸　与　資　料	数　量
現況関係資料	土地改良施設整理台帳図面	１式
	事業誌（矢作川総合地区、矢作川第二地区及び新矢作川用水地区）	１式
業務報告書	平成 18 年度　新矢作川用水地区　南部幹線水路水管理制御施設技術検討業務	１式
	平成 18 年度　新矢作川用水地区　南部幹線水路水管理施設調査等検討業務	１式
完成図書	平成 19 年度　新矢作川用水地区　矢作第二地域水管理施設製作据付工事	１式
	平成 21 年度　新矢作川用水地区　矢作第二地域水管理施設製作据付工事その２工事	１式
	平成 21 年度　新矢作川用水地区　南部幹線水路水管理施設整備工事	１式
	平成 23 年度　新矢作川用水地区　南部幹線水路管理施設整備他工事	１式
	平成 23 年度　新矢作川用水地区　南部幹線水路計装設備他製作据付工事	１式
その他	その他必要資料	１式

（参考図書及び貸与資料等の取扱い）
第２－４条

第２－３条貸与資料等の取扱いは次のとおりとする。

１．貸与資料等の記載事項で相互に矛盾がある場合や、解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
２．適用図書等は、業務作業時点の最新版を用い、業務作業中に改訂された場合は、監督職員と協議するものとする。
３．貸与資料は原則として、第１回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括して返納しなければならない。

第３章　設計作業

（作業項目及び数量）
第３－１条

本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。
なお、詳細は「別紙１　作業項目内訳表」に示すとおりである。

＜作業項目表＞

作　業　項　目	数量	備　　考
・水管理制御設備検討（矢作川第二地域）	１式	
・水管理制御設備検討（矢作川総合南部地域）	１式	

（設計作業の留意点）
第３－２条

設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

１．設計に当たっては、整備される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。

項　　目	内　　　容	備考
	２．電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。 ３．第２－３条及び共通仕様書に示す貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 ４．施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。 ５．作業に必要な地元及び関係機関との調整等は、監督職員と十分打合せするものとする。 ６．計算結果等の取りまとめに当たっては、図表等を用いて理解しやすい表現となるよう留意する。 ７．当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、とりまとめるものとする。なお、コスト縮減に関する新技術や新工法等の選定に当たっては、農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）及び新技術情報システム（NETIS）等を積極的に活用しなければならない。 （１）農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）については、 http://www.nn-techinfo.jp/mdb_web/MdbTop.do を参照。 （２）新技術情報システム（NETIS）については、 http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/NewIndex.asp を参照。 ８．数量計算に当たっては、施設機械工事等算出要領（案）に基づき行うものとし、それ以外については監督職員と協議するものとする。	
（業務の成果品質確保対策） 第３－３条	契約後業務着手時並びに最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」（農水省WEBサイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。 １．業務確認会議 業務着手時に管理技術者・担当技術者並びに事務所長、次長、担当課長、主任監督職員（主催）、監督職員、工事担当者が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。 （１）業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。 ①設計条件・前提条件 ②業務計画の妥当性 ③スケジュール ④その他 （２）会議の開催については、監督職員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督職員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じて設計変更で計上する。 ２．合同現地踏査 管理技術者・担当技術者並びに事務所長、次長、担当課長、主任監督職員（主催）、監督職員、工事担当者が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等、情報共有を図るものとする。	

項　　目	内　　　　容	備考
	３．照査の確実な実施 　業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。 　また、最終打合せ時以外にあっても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。 ４．当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施工効率向上対策」（農水省WEBサイト）による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。 ５．業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。	
（業務写真における黒板情報の電子化） 第３－４条	黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化及び写真整理の効率化を図るものである。受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の１から４によりこれを実施するものとする。 １．使用する機器・ソフトウェア受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」 （URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載する基準を用いた信性憑 確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。 ２．機器等の導入 （１）黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 （２）受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。 ３．黒板情報の電子的記入に関する取扱い （１）受注者は、１の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 （２）　本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記（１）に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）６ 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 （３）　黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。 ４．写真の納品 　受注者は、３に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時にURL（http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。	

項　　目	内　　　　　　　　容	備考
	５．費用 　機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。	
第４章 打合せ等 （打合せ） 第４－１条	共通仕様書第１－10 条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また初回及び最終回の打合せについては管理技術者が出席するものとする。 初　回　作業着手の段階 第２回　中間打合せ（基本条件の設定の段階） 第３回　中間打合せ（詳細条件の検討の段階） 第４回　中間打合せ（施工数量及び概算工事費の算定の段階） 最終回　成果品取りまとめの段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。 ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。 その際、管理技術者は、共通仕様書第１－11 条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。	
第５章　成果物 （成果物） 第５－１条	成果物は、「設計業務等の電子納品要領（案）電気通信設備編」に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 （１）成果物の電子媒体（CD-R等）　正副２部 （２）成果物の出力　１部 （電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）	
（成果物の提出先） 第５－２条	成果物の提出先は、次のとおりとする。 愛知県名古屋市昭和区安田通四丁目８番（安田庁舎） 東海農政局　木曽川水系土地改良調査管理事務所	
（図面の提出） 第５－３条	図面を作成する場合は、「電子化図面データの作成要領（案）電気通信設備編」に基づいて作成するものとする。	
第６章 契約変更 （契約変更） 第６－１条	業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と請負者による協議事項は、次のとおりとする。 １．第２－２条に示す「設計条件」に変更が生じた場合。 ２．第３－１条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 ３．第４－１条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 ４．第５－１条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 ５．履行期間の変更が生じた場合。 ６．関係機関等対外的協議により設計計画等に変更が生じた場合。	

項　　目	内　　　　　　　　容	備考
第７章　定めなき事項 （定めなき事項） 第７－１条	７．その他。 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	

（別紙１）

作 業 項 目 内 訳 表

Ⅰ．業務対象施設

施 設 項 目	規　　格　　等	数　量
矢作川第二地域	中央管理所（細川管理所） 乙川管理所局 チェック工局（高落、配津、北野、西本郷、高橋、渡） 北本分水工局	９箇所
	幹線管理所（矢作川沿岸土地改良区連合） 小焼野放流工局 新堀分水工局	３箇所
矢作川総合南部地域	中央管理所（坂崎揚水機場） 調整池局（琴沢、吉良、八幡） 分水工局（久保田第１、芦谷） 会下余水工局	７箇所

Ⅱ．作業項目及び作業内容（矢作川第二地域）

作業項目	作業内容	作業実施欄
１．準備作業	対象地区の機器設置条件及び既設機器の状況と仕様事項等の現地調査並びに踏査資料、貸与資料等各種資料の取りまとめを行う。	○
２．基本事項の検討	設計条件に基づき、次の基本事項の検討を行う。 (1) 水管理制御システム 水管理の内容、対象地区の最適な水管理システムとその効果の検討	－
	(2) 対象地区の水管理制御方式 主要施設操作の、信頼性、安全性、省力化等を考慮した水管理制御システムの範囲、中央管理所の最適位置、妥当な管理レベル等の検討	－
	(3) データ伝送方式及び伝送路 データ信号、操作信号等の最適な伝送方式、伝送システム、対象地区に適合する伝送路、機器相互の信号受渡し方式、無線回線設計、サージ対策等の検討	○
	(4) 計測制御方式 水位、流量、開度等の計測方式と適用機器、対象地区に適用する制御方式等の検討	－
	(5) 中央管理制御システム 中央システムの構成、収集データと遠方制御項目の選定、データの表示、処理、記録方式、操作卓及び表示装置の構成寸法、機器相互の信号受渡し方式、電源設備等の検討	－
３．実施設計	基本事項検討結果に基づき次の実施設計の検討を行う。 (1) データ伝送方式及び伝送路 対象地区に適用する伝送方式、局構成と装置、伝送路等の詳細検討と決定	○
	(2) 被管理施設 対象地区の個々の施設の操作方式、計測方式と検出器、布線計画、既設機器の改造、局舎計画等の詳細検討と決定	－
	(3) 中央管理制御施設 対象地区中央管理所の設置機器、操作室レイアウト等の詳細検討と決定	－
	(4) 機器仕様	○

	対象地区設置機器の仕様について詳細検討と決定	
4．概算工事費等	設置から撤去に係る機器リストの作成、機器費、概算工事費、管理費、構成図等の積算資料の作成を行う。	○
5．特別仕様書の作成	対象地区に適用する制御方式、装置の機能と数量を明示した特別仕様書の作成を行う。	○
6．照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○
7．点検取りまとめ	成果資料の点検取りまとめを行い、報告書を作成する。	○

注）契約対象の項目の作業実施欄に「○」、契約対象外の項目の作業実施欄に「－」を記載する。

Ⅲ．作業項目及び作業内容（矢作川総合南部地域）

作業項目	作業内容	作業実施欄
1．準備作業	対象地区の機器設置条件及び既設機器の状況と仕様事項等の現地調査並びに踏査資料、貸与資料等各種資料の取りまとめを行う。	○
2．基本事項の検討	設計条件に基づき、次の基本事項の検討を行う。 (1) 水管理制御システム 水管理の内容、対象地区の最適な水管理システムとその効果の検討	－
	(2) 対象地区の水管理制御方式 主要施設操作の、信頼性、安全性、省力化等を考慮した水管理制御システムの範囲、中央管理所の最適位置、妥当な管理レベル等の検討	－
	(3) データ伝送方式及び伝送路 データ信号、操作信号等の最適な伝送方式、伝送システム、対象地区に適合する伝送路、機器相互の信号受渡し方式、無線回線設計、サージ対策等の検討	○
	(4) 計測制御方式 水位、流量、開度等の計測方式と適用機器、対象地区に適用する制御方式等の検討	－
	(5) 中央管理制御システム 中央システムの構成、収集データと遠方制御項目の選定、データの表示、処理、記録方式、操作卓及び表示装置の構成寸法、機器相互の信号受渡し方式、電源設備等の検討	－
3．実施設計	基本事項検討結果に基づき次の実施設計の検討を行う。 (1) データ伝送方式及び伝送路 対象地区に適用する伝送方式、局構成と装置、伝送路等の詳細検討と決定	○
	(2) 被管理施設 対象地区の個々の施設の操作方式、計測方式と検出器、布線計画、既設機器の改造、局舎計画等の詳細検討と決定	－
	(3) 中央管理制御施設 対象地区中央管理所の設置機器、操作室レイアウト等の詳細検討と決定	－
	(4) 機器仕様 対象地区設置機器の仕様について詳細検討と決定	○
4．概算工事費等	設置から撤去に係る機器リストの作成、機器費、概算工事費、管理費、構成図等の積算資料の作成を行う。	○
5．特別仕様書の作成	対象地区に適用する制御方式、装置の機能と数量を明示した特別仕様書の作成を行う。	○
6．照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○

７．点検取りまとめ	成果資料の点検取りまとめを行い、報告書を作成する。	○

注）契約対象の項目の作業実施欄に「○」、契約対象外の項目の作業実施欄に「－」を記載する。